富田林市立みどり保育園民営化に関する
評価・検証報告書

平成 25 年 5 月

みどり保育園民営化に関する評価・検証委員会

１．評価・検証の趣旨

富田林市では、富田林市立保育所のあり方検討委員会からの提言を受け、平成22年9月に「市立保育所民営化基本方針」を策定しました。

この民営化基本方針に基づき、最初の民営化保育園として市立みどり保育園を対象とし、同年12月28日に社会福祉法人光久福祉会（以下、「法人」という）を移管法人に決定されました。

平成23年度には、法人による新保育園の整備が進められ、平成24年4月に市立みどり保育園を廃止し、同時に新たな保育園の運営に移管されました。

決定から実際に民営化されるまでの間、みどり保育園保護者会をはじめ多くの関係者から、不安や心配の声が寄せられました。また、民営化基本方針では、先行して民営化した保育園の状況を勘案したうえで、その後の事業方針を検討することが盛り込まれていたことから、民営化後の保育園運営および保育内容などに関して調査を行い、評価・検証を実施することとしました。

２．民営化の取り組み経過

（１）富田林市立保育所のあり方検討委員会

保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という２つの課題に対応するため、富田林市では学識経験者や保育機関、関係団体の代表者など12人で構成する「富田林市立保育所のあり方検討委員会」を平成20年8月に設置し、これからの公立保育所のあり方と施策展開についての検討が重ねられました。

要綱上の区分	所属・職など	人数
(1)保育・教育に関して識見を有する者	大学教員	2
(2)民生委員・児童委員協議会を代表する者	民生児童委員協議会	1
(3)保育関係団体を代表する者	富田林保育運動連絡会	1
(4)教育関係機関の職員	富田林市立小中学校長会	1
(5)保育関係機関の職員	民間保育園職員	2
	公立保育園職員	2
	府子ども家庭センター	1
(6)前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	市民	2

10回に及ぶ検討の中では、保育園の運営に関してさまざまな意見が出されましたが、「子どもの最善の利益を追求すること」と「保育を要する子どもの保育を保障すること」を基本とすることが確認されています。

新「保育所保育指針」において、保育園には保護者や地域の子育てに対するさらなる支援が求められており、これに応えるためすべての保育園での幅広い取り

組みと、公民が一体となった計画的な研修体制の確立、それぞれの特色を発揮し、時代が求めるニーズに合った保育体制の再構築が求められています。

公立保育園の民営化については、積極的に進めるべきであるという意見と、子育てはコストで図れるものでなく民営化には反対であるという両方の意見がありましたが、最終的には、効果的かつ効率的な運営のためには、公民の役割分担の観点から、社会福祉法人の民間活力を導入し民営化を進めていく必要があるという結論に至り、平成 21 年 3 月に市長にあてて提言が出されました。

（２）富田林市立保育所民営化基本方針

富田林市立保育所のあり方検討委員会での議論と提言を尊重しながら、保育園の運営費の一般財源化や税収入の激減への対応、新たな子育て支援策への取り組みと拡充を図るため、公立保育園への民間活力の導入に関する指針として、平成 22 年 9 月に「富田林市立保育所民営化基本方針」が策定されました。

基本方針において保育所民営化の目的は次のように位置付けられています。

> 少子高齢社会において、女性の社会進出や就労支援などを図りながら、次代の社会基盤を担っていく子どもたちを育成していくことは、市に課せられた重要な責務です。
>
> その責任を果たしていくために必要な子育て支援の充実や新たな保育サービス、保育所施設の改修や整備は大きな課題であり、その解決に向けて、厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要です。
>
> そこで、認可保育所としてのサービスを実施する公立保育所と民間保育所との間に大きなコスト差が生じている現状や、これまでの民間保育所における保育サービス提供の実績から、公立保育所の一部を民営化し、公と民との役割分担を明確化した上で、地域で求められる保育ニーズに迅速かつ柔軟な対応を図ることが最も有効であると考えます。
>
> 民間活力の導入によって、財源の効率的運用と人材の有効活用が可能となります。
>
> また、公立保育所を地域の子育て支援のネットワークの中心と位置付け、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公立保育所と民間保育所が一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指します。

（３）民営化の進め方

保育園の民営化には、保育園の設置及び運営主体を民間に移行する「民設民営」

方式と、運営主体のみを民間に移管する「公設民営」方式が考えられますが、富田林市では「民設民営」方式が選択されました。

国の規制緩和により、保育園の運営は株式会社、学校法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等にも参入が認められていますが、社会福祉法人以外による保育園の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があることや、認可保育所の運営実績や移管後の保育の継続性などから、今回の民営化において移管先となる事業者は、保育園を現に運営している社会福祉法人に限定されました。

用地や施設については、民間事業者の独立性や市の財政的効果を考えると、有償での譲渡もしくは貸与も考えられます。しかし、多大な初期投資は事業主体にとって将来の安定性、継続性に大きな影響を与える可能性があることから、この負担を軽減するとともに、公立保育園からの事業の継続性を確保するために、今回の民営化において、用地は公園用地を転用して無償貸与し、一部の備品等についても、無償での譲渡または貸与とされました。施設については、法人により新たに整備が行われました。

（４）保護者等の不安解消

民営化する保育園に入所している児童やその保護者は、保育にあたる職員が入れ替わることや、環境の変化に不安を感じるかもしれません。

不安を解消し円滑に移行するために、今回の民営化においては、移管の前後にそれぞれ１年間の期間を設け、市と法人の両方から職員が保育に参加しながら業務の引き継ぎが行われました。

この間、民営化に関する情報は原則としてウエブサイト等で広く公開するとともに、保護者説明会やアンケートなども実施されています。

（５）移管先法人の選定

移管先となる社会福祉法人の選定にあたっては、対応できる保育サービスの内容など、利用者からの視点や各分野の専門的な意見も含めた総合的な判断が必要です。

そのため、公益性、事業の継続性、保育方針や推進体制、資金計画や経営状況等に関する選定基準を定めた上で、専門的知識を有する学識経験者や保護者など 9 名で構成する選定委員会を設置し、募集要項の策定と客観的な審査が行われました。

要綱上の区分	所属・職など	人数
(1)保育に関して識見を有する者	大学教員	2
	公立保育園長経験者	1
(2)社会福祉法人の法務・財務に関して識見を有する者	弁護士	1
	税理士	1
(3)民生委員・児童委員を代表する者	民生児童委員協議会	1
(4)富田林市立保育所の保護者を代表する者	市立みどり保育園保護者	2
	市立金剛東保育園保護者	1

移管法人は公募とし、その募集要項は、大阪府内で保育園を運営している社会福祉法人（法人本部が府外にある法人を含む）と社会福祉協議会に、市から直接通知され、説明会も開催されました。その結果、3 法人から応募がありました。

書類審査、法人理事等によるプレゼンテーション、現に運営を行っている保育園の実地調査等を行い、途中、1 法人が辞退するなどの紆余曲折もありましたが、最終的に社会福祉法人光久福祉会が移管先に選定されました。

３．運営法人決定後の経過

（１）移管前の引継ぎ

選定委員会からの結果報告を受け、平成 22 年 12 月 28 日に移管先法人が正式に決定し、平成 23 年 1 月からは、具体的な移管に向けた協議が本格化しました。

2 月には市と法人の間で、運営法人募集に際して提示した移管条件について双方で再確認し、「みどり保育園移管に関する基本協定書」が締結されました。

法人では、非正規職員を含む市職員を対象とした職員採用試験を実施し、10 人の採用が内定しました。（後日、うち 1 人が辞退）

3 月には、この後実施する合同保育・引継ぎ保育に関する確認書が締結されましたが、この確認書の作成にあたっては、公立保育園の職員が主体となり、富田林市の保育内容（給食や健康・衛生管理面も含む）について文書化する作業が行われました。この作業を通じて、保育士をはじめ保育園に勤務する職員が改めて自らの業務を見つめ直す機会になったものと考えられます。

平成 23 年 4 月 1 日からは、法人から施設長と主任の就任予定者（保育士）を受け入れ、1 年間にわたる合同保育が実施されました。この合同保育に関しては、職員派遣に要した経費の一部が、市から法人に補助されています。

また、公立保育園に勤務する非正規職員で、新保育園での雇用の内定を法人から受けた職員は、引き続き市の嘱託職員等としての雇用を継続しながら、引き継ぎ要員としてみどり保育園に配置されました。

（２）施設の整備

平成 23 年 4 月以降、法人では、市も同席したうえで周辺住民への説明会を開催し、5 月から地質調査、文化財調査と用地整備が行われました。

用地整備は、公園の遊具や樹木の一部の撤去を伴うもので、本来は市において実施されるべき工事ですが、文化財調査との一括発注による工事の効率化と工期短縮が見込まれることから、市から法人への補助事業として実施されました。

この間、実施設計や建築確認申請等の作業を併行して行い、9 月に本体工事に着手しました。

工事に際して、業者決定に時間を要したこともあり、工期は非常に厳しいものでしたが、24 年 3 月 17 日に本体工事を完了し、19 日には設置認可申請および現地確認、補助事業竣工検査を実施することができました。

なお、工事については、大阪府の安心子ども基金特別対策事業費補助金を活用し、事業費基準額の 4 分の 3 が市から法人に交付されています。

（３）移管後のフォロー

移管後の子どもへの負担軽減や円滑な保育園運営を行うため、平成 24 年 4 月から市職員（前園長 1 人を含む保育士 7 人）を新保育園に派遣し、児童、保護者への後方からの支援と、法人保育士に対する助言やサポートという形で、保育の引き継ぎが行われました。

移管当初は、市保育士が直接的に保育に関わりましたが、法人の自主的な保育を促すため、夏以降は行事や給食以外での関わりを徐々に減らすようにされました。

（４）三者協議会の設置

移管の 1 年前から、みどり保育園の保護者、移管先法人、市による三者協議会を設置し、移管後の保育園における保育内容や設備、合同保育・引継ぎ保育など円滑な移管に向けた関係者による協議会を設置しました。

要綱上の区分	所属・職など	人数
(1)みどり保育園の保護者を代表する者	保護者会代表	6
(2)法人を代表する者	法人理事	1
	施設長予定者（H24～園長）	1
(3)富田林市子育て福祉部の職員	子育て福祉部長	1
	施設長（H24～保育課付課長）	1

協議会は、移管前後については原則として毎月開催するものとし、平成 25 年 3

月までに 24 回開催しました。平成 25 年度以降については随時開催とし、民営化に関する課題が生じた場合に協議を行うこととされています。

なお、協議経過と主な内容は下表の通りです。

〈平成 23 年度〉

	開催日	主な協議内容
第 1 回	4 月 28 日	協議会の進め方について
第 2 回	5 月 26 日	新保育所名・クラス名について
第 3 回	6 月 30 日	新保育園に対する意見・要望について
第 4 回	7 月 28 日	保護者参観について、連絡ノートについて
第 5 回	8 月 25 日	保護者参観について
第 6 回	9 月 29 日	年間行事について、持ち物について
第 7 回	10 月 27 日	年間行事について、持ち物について
第 8 回	11 月 24 日	持ち物について、給食について
第 9 回	12 月 22 日	持ち物について、写真について
第 10 回	1 月 26 日	写真アルバムについて、主要行事日程について
第 11 回	2 月 23 日	協議内容の確認
第 12 回	3 月 22 日	今後の協議会の進め方について

〈平成 24 年度〉

	開催日	主な協議内容
第 13 回	4 月 26 日	新旧委員の引き継ぎ
第 14 回	5 月 31 日	施設・保育内容について
第 15 回	6 月 28 日	夏期のプール指導（水遊び）について
第 16 回	7 月 26 日	夕涼み会について
第 17 回	8 月 30 日	保育園における事故対応について
第 18 回	9 月 27 日	今後の行事計画について
第 19 回	10 月 25 日	民営化に関する評価・検証について
第 20 回	11 月 29 日	今後の三者協議会について
第 21 回	12 月 27 日	25 年度以降の行事について
第 22 回	1 月 31 日	保護者アンケートの集計結果について
第 23 回	2 月 28 日	評価・検証作業の経過報告
第 24 回	3 月 28 日	これまでの協議会を振り返って

４．民営化に関する評価・検証作業

（１）委員会の開催

今回のみどり保育園の民営化に関して、移管後の保育状況等の把握と民営化の評価・検証を行うため、外部委員 5 人で構成する、みどり保育園民営化に関する評価・検証委員会が設置されました。

要綱上の区分	所属・職など	人数
(1)保育に関して識見を有する者	大学教員	2
	弁護士	1
(2)保育関係者	元市立保育園長	1
	元民間保育園長	1

評価・検証委員会では、平成 24 年 11 月から翌年 5 月までの間に計 8 回の会議を開催するとともに、12 月に保護者アンケート、平成 25 年 1 月には現地視察を実施しました。

〈平成 24 年度〉

	開催日	内　　容
第 1 回	11 月 27 日	民営化の経過について 評価・検証の方法について
第 2 回	12 月 18 日	保護者アンケートについて
第 3 回	1 月 8 日	保護者アンケート調査の結果について
第 4 回	2 月 12 日	みどり保育園関係者ヒアリング内容について 運営法人ならびに施設の財務内容について
第 5 回	2 月 26 日	みどり保育園法人職員の勤務条件等について

〈平成 25 年度〉

	開催日	内　　容
第 6 回	4 月 19 日	論点の整理について
第 7 回	5 月 17 日	評価・検証報告案について
第 8 回	5 月 31 日	評価・検証報告について

（２）施設長ヒアリング

移管前後の保育状況の比較や、法人への移管条件の遵守について確認するために、平成 25 年 1 月 8 日に移管前後の保育園長ヒアリングを実施しました。

① 前保育園長へのヒアリング内容

・公立からの引き継ぎについて
・合同保育について
・職員のローテーション勤務について
・実行委員会やリーダーについて
・与薬管理について
・地域活動への参加について
・後方支援について
・延長保育について
・保育所民営化について
・クラス担任の決定について
・新しい行事について
・保護者会と三者協議会について
・保護者への情報伝達について
・施設内容について
・清掃や衛生管理について
・登園後の子どもの動きについて
・保育課との連絡について

② 現保育園長へのヒアリング内容

・公立からの引き継ぎについて
・障がい児保育について
・職員のローテーション勤務について
・クラスのリーダーについて
・カリキュラム会議や実行委員会について
・外出の機会について
・施設内容について
・おやつについて
・送迎表について
・職員研修について
・合同保育について
・病児保育について
・職員会議について
・後方支援との関係について
・0 歳児の保育について
・調理室について
・延長保育について
・温水プールについて

（３）保護者アンケート

移管後の保育の状況に関して、保護者の満足度を把握するためのアンケートを実施しました。調査は、平成 24 年 12 月 19 日に用紙を配布し、同月 28 日を回答期限として実施しました。

調査対象は 12 月 16 日現在で保育園に児童が在園している家庭（124 世帯）であり、そのうち 51 件（41.1%）の世帯から回答を得ました。

なお、アンケートの集計結果は資料 1 として巻末に付記しています。

（４）移管条件の遵守及び達成の状況

移管条件の達成状況については、法人と市の間で締結された基本協定や、運営法人募集時の要項等をもとに検証を行いました。

平成 25 年 3 月末時点での対応状況は次ページ以降の通りです。

〈基本的事項〉

<table>
<tr><th>移管条件</th><th>状況</th></tr>
<tr><td>移管保育所は、法人が自ら運営すること。</td><td>社会福祉法人が運営している。</td></tr>
<tr><td>富田林市の保育方針を理解して積極的に協力するとともに、公立保育所をネットワークの中心とした地域の子育て支援に積極的に参画し、これに取り組むこと。また、市内の関係機関との円滑な連携を図ること。</td><td>地域の子育て支援に、担当保育士を配置して対応している。
平成 24 年 6 月 1 日に「地域子育て支援事業業務」に関して市と委託契約を締結し、家庭訪問や相談業務についても実施している。</td></tr>
<tr><td>障がいの状況等に応じた適切な障がい児保育や、病児・病後児保育（体調不良児対応型）、一時保育を実施すること。</td><td>障がい児（配慮を要する児童）の保育を実施している。
また、病児・病後児保育（体調不良児対応型）、一時保育を実施している。</td></tr>
<tr><td>各種の特別保育事業に積極的に取り組むこと。また、家庭支援推進保育所事業、子育て相談、園庭開放等の事業を引き続き実施するとともに、積極的に地域行事等への参加を行うこと。</td><td>職員を配置して引き続き実施している。
また、地域での行事にも、実行委員会の一員となるなど積極的に参画している。</td></tr>
<tr><td>市、法人およびみどり保育園の保護者による三者協議会を設置し、移管に伴う問題が生じた場合には協議を行い、その解決にあたること。</td><td>平成 23 年 4 月に、市、法人およびみどり保育園の保護者による三者協議会を設置し、毎月定期的に協議を行っている。</td></tr>
<tr><td>対象児童の年齢は、産休明け（生後 8 週間）から就学前とすること。</td><td>対象児童の年齢は、産休明け（生後 8 週間）から就学前としている</td></tr>
<tr><td>保育時間は、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間以上とすること。</td><td>保育所の開所時間は、午前 7 時から午後 8 時までとしている。</td></tr>
<tr><td>休園日は、原則として日曜、祝日および年末年始とする。また、保護者の了承なく家庭保育協力日を設けないこと。</td><td>休園日は市に準じて、日曜、祝日および年末年始（12/29～1/3）としている。
家庭保育協力日は設けられていない。</td></tr>
<tr><td>定員は、165 人（0 歳児から 5 歳児まで）とする。</td><td>定員は 165 人とし、年齢別の定員は下記の通りとなっている。
<table>
<tr><td>0 歳</td><td>1 歳</td><td>2 歳～5 歳</td></tr>
<tr><td>20 人</td><td>25 人</td><td>各 30 人</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

〈施設整備に関する事項〉

移管条件	状況
用地は無償貸与とする。貸与の期間およびその他の条件については、別途協議する。	平成23年6月20日に締結した「土地使用貸借契約書」により、平成53年3月31日まで用地を貸与している。 なお、同日付「普通財産貸付料減額・免除申請」に基づき、貸付料は免除している。
建物、付属施設については、移管先法人において整備すること。また、建物の構造、設備については、関係法令の定めに従い、これを遵守すること。	移管先法人において整備している。 整備にあたり、建物の構造、設備については、「建築基準法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「児童福祉施設最低基準」、「大阪府福祉のまちづくり条例」およびその他の法令の定めに従い、これを遵守したものであった。
事業認可、建築確認その他の必要な手続きは法人が行い、担当行政庁の認可を得ること。なお、これらに要する経費は、法人の負担とする。	事業認可、建築確認その他の必要な手続きは法人において行い、担当行政庁の認可を得ている。 また、これらに要する経費は、法人が負担している。
備品（パソコンおよびその周辺機器、ソフトウェアなどの情報関連機器等を除く。）は、みどり保育園で現用しているものを引き続き使用する場合は、市および法人で協議のうえで無償譲渡する。その他に新たに必要とする備品は、法人において調達すること。	法人が希望し、市で他に転用する予定のない備品、消耗品等の物品については、双方協議の上で、平成24年4月に無償譲渡（一部は無償貸与）されている。 その他、整備に伴う初度備品、消耗品等は、法人において調達している。
乳児室、保育室は年度途中の定員の弾力化にも対応できる、余裕のあるスペースを確保すること。	乳児室、保育室は、定員の弾力化に対応できる広さを確保している。
施設整備にあたっては、予定地周辺住民、みどり保育園関係者をはじめ利害関係者との協議を行うこと。また、開発および建築上の制限等について、市および他の機関と十分な調整を行い、適切な対応を行うこと。	施設整備にあたり、保育園保護者、地元住民への説明を、市が同席して行っている。 また、開発、建築にあたり、大阪府ならびに市の開発所管課と要綱協議など調整を行い、これを順守して整備を行っている。

〈業務の引継ぎに関する事項〉

移管条件	状況
みどり保育園が実施している保育内容（保育課程・指導計画・食育計画等）、給食、衛生管理、健康管理、危機管理などについて、その内容をよく理解し、その水準を下回ることのないように移管保育所の運営に継承すること。また、設置する保育所の名称、各クラスの名称は三者協議会で協議の上定めること。	市と法人の間で、平成23年3月24日に「合同保育・引継ぎ保育に関する確認書」を締結し、その内容を合同保育で確認しながら、運営移管に備えていた。 保育所の名称、各クラスの名称は、三者協議会で現行名称を維持する方向で協議が行われ、その通り決定している。
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、移管保育所の施設長予定者および配置予定保育士をみどり保育園に派遣し、市と引き継ぎ事項の確認および合同保育を行うものとする。なお、合同保育のための派遣保育士の人数については、市および法人で別途協議するものとし、派遣に必要な費用は、市が別途制定する要綱等に基づき、その一部を補助するものとする。	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、法人から施設長予定者および主任保育士予定者の2名をみどり保育園に派遣し、市と引き継ぎ事項の確認および合同保育が行われた。派遣に必要な費用の一部は、市が補助した。 また、法人の24年4月1日付け採用内定者を、市が非正規職員（嘱託またはアルバイト職員）として雇用し、引き継ぎ要員とされた。 その他、看護師は市職員1名（平成24年3月定年退職）を法人で雇用、調理員は市嘱託職員2名を給食委託会社が雇用した。
平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、市の職員（みどり保育園の施設長および保育士）を移管保育所に受け入れ、その指導、協力のもとで引継ぎ保育を実施すること。なお、市が派遣する職員の人件費等は、全て市が負担するものとする。	平成24年4月1日から市の職員（前みどり保育園長および保育士6名）を法人運営の新保育所に常駐し、その指導、協力のもとで引継ぎ保育を実施した。これら職員は、市保育課付けとして辞令を発令し、日々出張という形を取ることで、その経費は、全て市が負担している。
保育士以外の業務に関し、合同保育および引継ぎ保育の期間内に、市および法人の職員が相互に話し合うなどして、十分な引継ぎを行うものとする。	合同保育および引継ぎ保育の期間、職員会議に市・法人双方の職員が入るなどし、円滑な業務の引継ぎに留意していた。

その他、具体的な業務の引継ぎは、別に定める確認書に基づき実施するものとする。	市と法人の間で、平成 23 年 3 月 24 日に「合同保育・引継ぎ保育に関する確認書」を締結し、その内容を合同保育で確認しながら、24 年度の運営移管に備えた。

〈移管後の運営に関する事項〉

移管条件	状況
移管保育所は市の許可なく廃園または他人に譲渡してはならない。	協定書通り運営されている。
担当行政庁が行う指導監査等により指摘を受けた場合は、その事項について速やかに改善し、三者協議会において報告を行うこと。	指導監査はこれまでに実施されていない。
移管後は、定期的に第三者評価を実施し、常に保育内容の維持向上に努めること。 第三者評価結果や保育内容など移管保育所に関する情報は、インターネットの活用も含め、積極的に広く公開すること。	現在、第三者評価はまだ受けていない。
貸与する保育所用地を、認可保育所および市の指定する事業以外の目的に使用することはできない。	協定書通り運営されている。
日常的な施設・設備の維持・管理に要する費用は、法人が負担すること。	日常的な施設や設備の維持・管理は、法人の責任において実施されている。
移管保育所内で、政治的活動、宗教的行事は行わないこと。	協定書通り運営されている。
移管後に市が行う民営化効果の検証に協力すること。	協定書通り運営されている。
私的契約児童の入所については、これを認めないものとする。	協定書通り運営されている。

〈職員に関する事項〉

移管条件	状況
移管保育所の施設長は、児童福祉事業に熱意があり、認可保育所で 7 年以上施設長または主任保育士として勤務した経験を有する者であること。	施設長は、主任保育士 8 年、施設長 6 年の経験を有している
施設長および主任保育士は、各 1 人を移管保育所に専任で置くこと。	施設長、主任保育士とも専任である。
移管保育所における保育士の配置は、市立保育所の配置基準に準じること。 また、フリー保育士を 1 人以上配置するとともに、3 歳児・4 歳児のクラスは複数担任制とすること。	クラス別の人員配置は市の配置基準及び移管条件を満たしている。
通常保育にあたる保育士を、移管保育所に正規職員として配置すること。 また、配置する保育士のうち、保育士としての経験年数が 3 年以上の者を半数以上とし、そのうち 5 年以上の者を 2 人以上含むこと。	通常保育（0～5 歳児担当）を担当する保育士 20 人の保育士経験年数は下記の通りである。 経験 10 年以上：4 人 経験 3～9 年：9 人 経験 3 年未満：7 人（内新卒 4 人）
障がい児の保育経験がある保育士を、移管保育所に正規職員として配置すること。	障がい児加配保育士として採用され勤務した経験を有する職員を、法人職員として採用し園に配置している。
乳児保育の経験豊かな保育士を移管保育所に配置すること。	前勤務園で 0 歳児クラスの保育を行った経験のある保育士を、法人職員として複数名採用し園に配置している。
看護師（または保健師）、調理員を移管保育所に常駐配置すること。	看護師を法人職員（嘱託）として雇用し、園に配置している。 また、調理員は、給食調理委託会社の正社員 2 名が常時配置されている。
栄養士を法人で雇用すること。	法人で栄養士を雇用している。
安定した保育を提供するため、労働環境の向上と職員の健康管理、労働災害防止に努め、長期継続雇用を進めること。また、退職者がある場合は市に報告すること。	職員の年度途中での退職はなかったが、結婚等の事由により平成 24 年度末に 3 人が退職した。 なお、職員の雇用または退職があった場合は、そのつど市に報告されている。

現在、富田林市立保育所に勤務している職員等（非正規職員を含む。）が移管保育所での就労を希望する場合、その採用について積極的に対応すること。 なお、採用を内定した者について、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで期間における身分の取り扱いについては、市および法人で別途協議する。	平成23年2月13日に実施した市立保育所職員向け採用試験において 15 人が受験し、10人が合格し採用を内定した。その後1名が辞退し9人を同年4月1日から平成24年3月31日まで市で雇用し、市立みどり保育園に嘱託またはアルバイトとして配属した。また、その後の一般公募において、市の非正規職員（保育士）から9人が採用されている。
市および法人は、各種研修会の運営と参加に関して協働すること。	市では時間外研修への民間保育所職員の参加を促しており、みどり保育園からも毎回参加があった。（平成24年度8回開催）

〈児童の給食および健康管理、安全管理等に関する事項〉

移管条件	状況
給食および間食は移管保育所において調理し、子どもの発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施すること。	給食・間食は、月曜日から土曜日まで、園の調理室を使用して給食会社に業務委託し、実施している。
アレルギーを有する児童の対応については、保護者からの相談に随時応じること。 また、アレルギーを有する児童の給食は、医師の指示に基づき、アレルギー除去食もしくは代替食とし、除去食は集団給食で対応できる範囲の中で、子どもの症状に合わせ行うこと。	食物アレルギーを有する児童には、基本的には代替食で対応し、状況によって除去食を用意している。
食材等の調達には、原材料や添加物など十分な安全性を確保するとともに、国産品の使用、地元業者からの調達にも配慮すること。	給食会社において、原材料や添加物などの安全性を確保したうえで一括調達している。牛乳などの一部の食材は地元業者から調達されている。
調理施設をはじめ、保育所内の施設、設備における厳重な衛生管理を行うこと。	委託会社内部のマニュアルに基づき、厳格な衛生管理を行っている。
児童の健康維持のため、身体計測、視力・聴力検査、手洗い・歯みがき指導などを定期的に実施すること。	身体計測は毎月実施している。 視力・聴力検査、手洗い・歯磨き指導については年次計画を立て、定期的に実施している。

嘱託医との連携のもとで、内科検診（年２回以上）、歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診（各年１回以上）を実施すること。	嘱託医との連携のもと、内科検診は年２回、歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診は年１回実施している。
非常時における子どもの安全確保を図るため、移管保育所の安全管理マニュアル等を作成すること。	緊急時マニュアルを作成し、不時対応に備えており、必要に応じて改訂されている。 その他、施設の安全点検表を作成し、月1 回園内の施設、遊具などの点検を行っている。

〈保護者との協働および諸費用、用具等に関する事項〉

移管条件	状況
運営の移管後も保護者会の活動を援助し、協働して行事等を行うこと。	保護者会活動に対して協力的に取り組み、協調して行事を実施している。
保護者からの保育内容等にかかる意見、要望については、誠意を持って適切に対応すること。また、社会福祉法第 82 条、児童福祉施設最低基準第 14 条の 3 の規定に基づき、迅速かつ適正な対処を行うこと。 保護者からの苦情とその対処内容については、随時市に報告すること。	保護者からの要望等については、真摯に対応し取り組んでいる。 保護者の個人的な要望や指摘事項についても、三者協議会において取り上げ、対応を協議し解決に向けて取り組んでいる。
法人は常に情報開示に努めること。また、児童、保護者等の個人情報は慎重に取り扱うこと。	情報は適切に管理されている。
法人は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。また、その保護者負担については市に準ずること。	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、保護者には市に準じた割合で負担をお願いしている。
被服、個人用具等の指定および保育主食費等の保育料以外の諸費徴収については三者協議会と協議の上で定めること。	被服、個人用具等の指定および保育主食費等の保育料以外の諸費徴収については、三者協議会において協議し、保護者の意見も踏まえて決定した。
みどり保育園に在園する児童の個人用具については、現在使用しているものの使用を認めること。	児童の個人用具については、原則として移管前に使用しているものを引き継いで使用している。

（５）改善が必要な事項とその方向性

以上のプロセスをもって、市立みどり保育園の民営化に関する評価・検証を行った結果としては、おおむね良好かつ円滑な引き継ぎが行われたと考えられますが、保育園の運営において留意すべき項目とその改善の方向性について、委員会として以下の通り提言します。

① 保育の内部構造の深化について

運営の移管から１年しか経過しておらず、職員の経験がまだ浅いなかで、毎日の保育に追われているという点を考慮すべきですが、現段階では、保育内容の継続性や遊びの連続性に課題があります。

公立保育園の事業を引き継ぐという基本的な条件の中では、まだ保育の構造が浅いのではないかと感じられました。

特に職員会議は、クラス代表による会議が毎週開催されていますが、その内容はノートや会議録で伝達されており､職員全体での意思統一は充分と言えません。また、先進的な保育備品が備えられているにもかかわらず、十分活用できていない現状がありました。

また､領域別での職員の役割分担体制については他にあまり類例を見ませんが、指導計画との関係があまり明確ではなく、効果的に運営されているのか疑問が残りました。

〔改善の方向性〕

- 行事の目的やその過程も含め職員全体での意志統一を図るため、実行委員会の設置を検討。
- 全職員による職員会議を、定期的に開催。
- 研修機会の確保と保育教材の継続的な研究。
- 領域別役割分担体制について、指導計画との関係を整理。

② 危機管理と安全性の確保について

現在の職員体制は、園長・主任保育士・保育士の３層体制となっており、各クラスにおいて保育を主導する立場の職員は位置付けられていません。

実際には、クラス内で最も経験を積んだ保育士がリーダー的役割を担っておられるようですが、事件、事故、災害など予期できない事態に相対した時の職員の責任感が希薄となっている恐れがあります。

また、新設園であるにもかかわらず、子どもの安全を確保する上で、設備面において不適切と思われる場所がいくつか見られました。

〔改善の方向性〕

- 担任の保育士の中から、リーダーを設置。

・ 門扉のロック解除パスワードが第三者に知られることがないよう、漏えい防止を保護者に周知徹底。
・ 施設備品等の安全性確保と、必要に応じた設備の改修、更新。
・ ヒヤリハット事例とその改善に向けた職員意識の共有。
・ 防災計画の策定と緊急事態に対応できる訓練の実施。
・ 散歩経路等も含めた保育園内外の安全確認の徹底。

③ 0歳児クラスの保育環境の向上について

特に0歳児は子どもの月齢差が大きく、現在の30人近い収容人数は、集団としては非常に大きいと感じられます。保育室面積も基準を下回るものではありませんが、月齢の低い子どもの保育は、家庭的な環境にできるだけ近いものが理想です。

大勢で多くの子どもを見る現在の職員体制も、「多くで見ているが故に誰も見ていない」という状況に陥る危険が潜んでいます。

〔改善の方向性〕

・ 子どもの月齢や発達過程に応じた小集団での保育。
・ 保育室内をロッカーではなくパーテーションで区切ることの検討。
・ 担当制の採用も含めた職員体制の再編の検討。

④ 保育環境の改善について

新規整備施設であるがために目立つと思われますが、保育室内の整理整頓や施設内の清掃が行き届いていない部分が見られました。

清潔さの維持は保育環境の整備、すなわち保育内容の一部であることを考えると、子どもへの配慮や安全面での気配りにおいて、若干の不安を感じました。

なお、室内プールについては、水質管理に細心の注意を払っておられますが、水循環型の構造であることから、今後も機器の保守も含めて適切な維持管理に努められたいと考えます。

〔改善の方向性〕

・ 委託業者に任せるのではなく、目につきにくい場所の清掃や片づけも実施。
・ 年長クラスでは物を片づけるという生活指導的な側面も考慮。

⑤ 保護者との信頼関係の維持について

保護者アンケートにおいて、保育内容や行事については比較的高い評価を得ました。また、保育参加月間や誕生日会において、日ごろの保育内容を実際に見たり体験できたりする機会が設けられていることは、保護者との信頼関係を築くう

えで高く評価できます。ただし、参加者以外との個人懇談の機会がないことや、園の方針、給食の考え方などについて保護者に伝えきれていない側面も見られたことから、より一層の信頼関係の構築が必要です。

なお、地域支援の先駆的な活動として、園庭開放事業や地域での子育て家庭の訪問など、公立保育園の事業を引き継ぎ積極的に展開されています。今後も引き続き、地域での子育て家庭支援への取り組みが期待されます。

〔改善の方向性〕

- 保護者への情報伝達について、手段、内容の両面からさらに改善。
- すべての保護者との個人懇談の実施。

⑥ 職員の労働条件の維持向上と保育の質の確保について

当園では変形労働時間制を採られていますが、職員の労働時間は出勤簿で管理されています。概して保育所での労働時間は変則的になる実態があるものの、正確な時間管理は必要だと考えます。

なお、有給休暇の平均的な取得率が適正かどうかについては、検討を要するものと考えます。

〔改善の方向性〕

- できるだけ正確な労働時間の管理のため、タイムカードの導入を検討。
- 適正な保育を配慮しつつ、労働時間および有給休暇の取得等の労働条件の維持向上。

⑦ 人件費比率の適正化について

第 3 四半期（12 月末）までの園運営の収支において、人件費比率は 71%と高い数値を示しており、初年度としては高い数値を示しています。

これは、民営化にあたって、正職員の比率や保育経験に関しての職員配置基準が設定されたことが大きな要因ですが、現在の園運営の水準を今後も維持できるのか、若干の危惧が残りました。

〔改善の方向性〕

- 保育の質を維持しつつ、職員の勤務条件を低下させないような経営努力。

⑧ 遊びを中核とした保育内容の展開について

季節に応じ行事を積極的に開催されており、保護者からは高い評価を受けていますが、その反面で、行事の準備に追われて、日頃の散歩の回数や、子どもたちが自主的に遊ぶ機会が減っていないかという懸念もあります。

活発な体育指導の実施は評価も高く、室内プールにおいて 1 年を通じて水と触れたり遊べたりする機会があることは、子どもの身体づくりにおいて、大きく寄

与するものと考えられます。

なお、温水を使用するプールの維持には、相当のコスト負担が必要であることから、⑦とも関係して財政基盤の強化が必要と考えます。

〔改善の方向性〕

- 屋内・屋外での遊びを問わず、子どもたちの主体的な活動の機会をできるだけ確保。
- 室内プールでの活動が子どもの身体発達に与える効果の検証。

５．市立みどり保育園民営化に関する評価・検証のまとめ

これまで述べたように、評価・検証作業を進めました市立みどり保育園の民営化については、市があらかじめ提示した移管の条件は、運営主体である法人においてすべて遵守されており、保護者アンケートから民営化に関する不満や異議も特に見られないことが確認できました。

しかし、前項に挙げたような課題も指摘できました。これらは、民営化に起因するものではありませんが、真摯に取り組まれたいと思います。

今後早ければ、平成 27 年 4 月にも子ども・子育て支援新制度の施行が予定されており、保育園を取り巻く環境は大きく変化することが予想されます。特に給付や事業の実施主体である市町村は、施行までの短期間に事業計画の策定や基準の検討等の制度設計をはじめとする事前準備を迅速に進める必要があります。

また、全国的に待機児童問題が大きく取り上げられ、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに待機児童解消のための緊急対策も講じられる予定です。

このように、保育に関する国の施策展開は加速していることから、保護者をはじめとする市民の意向を傾聴することは当然ながら、市の対応や対策が後手に陥らないよう、迅速かつ適切な判断と実行が求められます。

待機児童問題は富田林市においても例外ではありません。すみやかに保育需要の的確な把握を行い、新制度の目指す方向性も見据えながら保育園の整備方針を検討する必要があります。

今後の民営化に関しても、需要を的確に把握しつつ、多様な選択肢から最も適切な方策を選択されるよう願うところです。

資料１　みどり保育園民営化に関するアンケート調査結果

アンケート調査は、平成24年12月19日に用紙を配布し、12月28日を回答期限として実施しました。調査対象は12月16日現在で保育所に児童が在園している家庭（124世帯）であり、そのうち51件（41.1%）の世帯から回答を得ています。

設問は大きく分けて15問とし、設問によってはさらに枝項目を設けたことから、総数では35問となっています。また、回答方式は全て択一式としましたが、一部は複数回答を可とするものや、自由記述欄を設けるなどしました。

集計結果は以下の通りですが、対象世帯、回答のあった世帯ともに多くなく、データの相関関係に対する高い期待値が求めにくいことからクロス集計は行っていません。基本的には全体的な動向を知るための単純集計にとどめています。

なお、端数処理の関係で、回答割合の合計が100%にならないものがあります。また、択一式の設問であっても2つの回答を記したものは、評価の低い方を回答として処理しています。

１．通園されているお子さんのクラスは？

	回答数	割合（%）	入所児童	割合（%）
ア）ひよこ　（0歳児）	6人	8.8	25人	14.5
イ）りす　（1歳児）	12人	17.6	30人	17.4
ウ）うさぎ　（2歳児）	9人	13.2	30人	17.4
エ）ぺんぎん　（3歳児）	14人	20.6	30人	17.4
オ）きりん　（4歳児）	10人	14.7	27人	15.7
カ）らいおん　（5歳児）	12人	17.7	30人	17.4
未回答	5人	7.4		
合計	68人		172人	

２．あなたのお子さんはいつから「みどり保育園」に在園されていますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）平成22年度より前から在園している	36	70.6
イ）平成23年度から在園している	1	2.0
ウ）平成24年度から在園している	14	27.5
合計	51	

３.平成22年9月に市立みどり保育園の運営が社会福祉法人に移管することが決まりました。その後、移管まで（平成24年4月まで）の期間は十分だったと思われますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）十分だった	13	36.1
イ）どちらともいえない	18	50.0
ウ）十分といえない	5	13.9
合計	36	

４．移管が決まったあとの市からの説明や情報提供は満足できましたか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できた	10	27.8
イ）まあまあ満足できた	5	13.9
ウ）どちらともいえない	17	47.2
エ）やや不満だった	2	5.6
オ）不満だった	2	5.6
合計	36	

５．今回の民営化の影響で、お子さんの様子で何か変化がみられましたか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）変化はない	27	73.0
イ）変化があった	10	27.0
合計	37	

６．今回の民営化の影響で、保護者への負担に変化がありましたか？

(1)経済的な負担について

	回答数（件）	割合（%）
ア）負担が増加した	8	21.6
イ）特に変化はない	28	75.7
ウ）負担が軽減された	1	2.7
合計	37	

(2)その他の負担について

	回答数（件）	割合（%）
ア）負担が増加した	9	24.3
イ）特に変化はない	26	70.3
ウ）負担が軽減された	2	5.4
合計	37	

7．平成23年4月から法人職員が入り合同保育を実施しましたが、その期間や内容についてはどのように思われますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足である	6	16.2
イ）まあまあ満足できる	15	40.5
ウ）どちらともいえない	12	32.4
エ）やや不満である	3	8.1
オ）不満である	1	2.7
合計	37	

8．民営化（平成24年4月）以降の保育についてお尋ねします。

(1)朝（7時～9時）の受け入れ体制について、どのように感じられていますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	24	47.1
イ）まあまあ満足できる	7	13.7
ウ）どちらともいえない	7	13.7
エ）やや不満である	5	9.8
オ）不満である	2	3.9
カ）利用していない	4	7.8
未回答	2	3.9
合計	51	

(2) 夕方以降（17時～19時）の保育体制について、どのように感じられています

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	20	39.2
イ）まあまあ満足できる	8	15.7
ウ）どちらともいえない	6	11.8
エ）やや不満である	4	7.8
オ）不満である	1	2.0
カ）利用していない	10	19.6
未回答	2	3.9
合計	51	

(3) 延長保育（19時～20時）について、どのように感じておられますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	14	27.5
イ）まあまあ満足できる	4	7.8
ウ）どちらともいえない	2	3.9
エ）やや不満である	0	－
オ）不満である	0	－
カ）利用していない	28	54.9
未回答	3	5.9
合計	51	

(4) 日常の保育（遊びや生活）について、どのように感じられますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	18	35.3
イ）まあまあ満足できる	21	41.2
ウ）どちらともいえない	5	9.8
エ）やや不満である	4	7.8
オ）不満である	1	2.0
未回答	2	3.9
合計	51	

(5)体育指導や英語指導について、どのように感じられていますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	22	43.1
イ）まあまあ満足できる	11	21.6
ウ）どちらともいえない	13	25.5
エ）やや不満である	1	2.0
オ）不満である	1	2.0
未回答	3	5.9
合計	51	

(6)保育環境（施設や遊具）について、どのように感じられていますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	23	45.1
イ）まあまあ満足できる	12	23.5
ウ）どちらともいえない	9	17.6
エ）やや不満である	5	9.8
オ）不満である	0	－
未回答	2	3.9
合計	51	

(7)給食・間食についてどのように感じておられますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	19	37.3
イ）まあまあ満足できる	15	29.4
ウ）どちらともいえない	10	19.6
エ）やや不満である	4	7.8
オ）不満である	1	2.0
未回答	2	3.9
合計	51	

(8) 行事の内容や日程について、どのように感じておられますか？

①誕生会について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	30	58.8
イ）まあまあ満足できる	12	23.5
ウ）どちらともいえない	6	11.8
エ）やや不満である	2	3.9
オ）不満である	0	－
未回答	1	2.0
合計	51	

②保育参観・懇談会について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	24	47.1
イ）まあまあ満足できる	12	23.5
ウ）どちらともいえない	9	17.6
エ）やや不満である	2	3.9
オ）不満である	3	5.9
未回答	1	2.0
合計	51	

③保育参加月間について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	23	45.1
イ）まあまあ満足できる	10	19.6
ウ）どちらともいえない	14	27.5
エ）やや不満である	1	2.0
オ）不満である	2	3.9
未回答	1	2.0
合計	51	

④七夕の集いについて

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	25	49.0
イ）まあまあ満足できる	12	23.5
ウ）どちらともいえない	11	21.6
エ）やや不満である	1	2.0
オ）不満である	1	2.0
未回答	1	2.0
合計	51	

⑤宿泊保育について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	17	33.3
イ）まあまあ満足できる	2	3.9
ウ）どちらともいえない	24	47.1
エ）やや不満である	0	0.0
オ）不満である	1	2.0
未回答	7	13.7
合計	51	

⑥運動会について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	23	45.1
イ）まあまあ満足できる	14	27.5
ウ）どちらともいえない	9	17.6
エ）やや不満である	2	3.9
オ）不満である	2	3.9
未回答	1	2.0
合計	51	

⑦生活発表会について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	18	35.3
イ）まあまあ満足できる	10	19.6
ウ）どちらともいえない	11	21.6
エ）やや不満である	6	11.8
オ）不満である	5	9.8
未回答	1	2.0
合計	51	

⑧園外保育（春・秋）について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	29	56.9
イ）まあまあ満足できる	17	33.3
ウ）どちらともいえない	4	7.8
エ）やや不満である	0	－
オ）不満である	0	－
未回答	1	2.0
合計	51	

⑨収穫体験（いちご狩り、いもほりなど）について

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	43	84.3
イ）まあまあ満足できる	5	9.8
ウ）どちらともいえない	3	5.9
エ）やや不満である	0	－
オ）不満である	0	－
未回答	0	－
合計	51	

(9)れんらくノートについて、どのように感じておられますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	19	37.3
イ）まあまあ満足できる	16	31.4
ウ）どちらともいえない	9	17.6
エ）やや不満である	5	9.8
オ）不満である	2	3.9
未回答	0	－
合計	51	

(10)施設の安全性について、どのように感じておられますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	14	27.5
イ）まあまあ満足できる	19	37.3
ウ）どちらともいえない	10	19.6
エ）やや不満である	5	9.8
オ）不満である	3	5.9
未回答	0	－
合計	51	

(11)職員の安全面での気配りについて、どのように感じておられますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	15	29.4
イ）まあまあ満足できる	14	27.5
ウ）どちらともいえない	13	25.5
エ）やや不満である	5	9.8
オ）不満である	4	7.8
未回答	0	－
合計	51	

(12)園の健康管理について、どのように感じておられますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	20	39.2
イ）まあまあ満足できる	14	27.5
ウ）どちらともいえない	13	25.5
エ）やや不満である	2	3.9
オ）不満である	2	3.9
未回答	0	－
合計	51	

９．総合的に見て保育園の保護者への対応についてどのように思われますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）満足できる	16	31.4
イ）まあまあ満足できる	19	37.3
ウ）どちらともいえない	8	15.7
エ）やや不満である	3	5.9
オ）不満である	4	7.8
未回答	1	－
合計	51	

10．お子さんを「みどり保育園」に入園させて、良かったと感じていますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）とても良かった	24	47.1
イ）まあ良かった	20	39.2
ウ）どちらともいえない	6	11.8
エ）あまり良くなかった	1	2.0
オ）良くなかった	0	－
未回答	0	－
合計	51	

11. 平成24年4月から市の保育士７名がみどり保育園でサポートにあたっていますが、この支援についてご存知のことをお答えください（複数回答可）

	回答数（件）	割合（%）
ア）前園長と各クラスの担任だった職員が担当している	33	24.6
イ）公立からの引継ぎ保育を行っている	16	11.9
ウ）保護者に対するサポートも行っている	18	13.4
エ）直接的に保育には携わっていないが、後方から法人の職員を支援している	22	16.4
オ）平成24年4月から25年3月までの1年間、園に駐在する予定である	34	25.4
カ）まったく知らない	8	6.0
未回答	3	2.2
合計	134	

12. 公立保育園を民営化することについて、あなたの考えは下のどれに近いですか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）理解できる	16	31.4
イ）やむを得ないと思う	31	60.8
ウ）反対である	1	2.0
未回答	3	5.9
合計	51	

13. 市から保護者のみなさんに民営化に関する情報をお知らせするため、「民営化ニュース」を発行していますが、ご覧になったことはありますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）毎号読んでいる	42	82.4
イ）たまに読んでいる	4	7.8
ウ）めったに読まない	5	9.8
エ）読んだことがない	0	－
未回答	0	－
合計	51	

14. 市のウェブサイト（ホームページ）にも民営化に関する情報を掲載していますが、ご覧になったことはありますか？

	回答数（件）	割合（%）
ア）よく見ている	3	5.9
イ）たまに見ている	6	11.8
ウ）めったに見ない	9	17.6
エ）見たことがない	33	64.7
未回答	0	－
合計	51	

15. 今年度から、富田林市では地域の子育て支援への取り組みを始めましたが、この事業についてご存知のことをお答えください（複数回答可）

	回答数（件）	割合（%）
ア）広報や新聞記事で見たことがある	26	20.3
イ）公立保育園が中心となって事業を行っている	13	10.2
ウ）みどり保育園でも園庭開放や家庭訪問などを行っている	35	27.3
エ）子育て支援に関係する施設や組織がネットワークを組んでいる	15	11.8
オ）妊婦の支援にも取り組んでいる	28	21.9
カ）まったく知らない	11	8.6
未回答	0	－
合計	128	

資料２　みどり保育園民営化に関する評価・検証委員会設置要綱

（目的）

第１条　旧市立みどり保育園の運営を社会福祉法人に移管したことに関し、移管後の保育内容等について評価・検証を行うため、「みどり保育園民営化に関する評価・検証委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　委員会は、移管後の保育所の保育内容等について公正に評価・検証し、その結果を市長に報告する。

（構成）

第３条　委員会は、学識経験者、保育関係者などのうち市長が委嘱した委員をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は委嘱の日から、評価・検証した結果を市長に報告する日までとする。

２　委員が欠けたときは、必要に応じて補欠の委員を委嘱する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

２　委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、子育て福祉部保育課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。